

長 建 産 発 第 5 4 号
令和 2 年 9 月 2 9 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金
支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和 2 年 7 月 3 1 日付け国不建
推第 3 号・国不建整第 6 号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第 6
条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえ
た双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管
理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、国土交通省より要請されているとこ
ろです。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、
所定労働時間内 8 時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外
の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は
含まれておりません。

今般、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱
う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加え
て警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正
に考慮する。」「東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、
労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適
正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労
務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上
述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、
全国建産連を通じ国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長より周知依頼が
まいりましたのでお知らせ申し上げます。

また、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法
定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公
表を行っている旨、併せて周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。